

平成15年度

小学校教員資格認定試験の案内

文部科学省初等中等教育局教職員課

電話 03(5253)4111 内線 2457 〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号

認定試験メールアドレス：nintei@next.go.jp

◇小学校教員資格認定試験制度の趣旨

広く一般社会人から学校教育へ招致するにふさわしい人材を求めるため、職業生活や自己研修などにより教員として必要な資質、能力を身につけ、教員資格認定試験に合格した者には、教諭の資格が与えられる道が開かれております。

小学校教員資格認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などの小学校教員養成のコースを卒業して小学校教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものであり、この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、小学校教諭の二種免許状が授与されます。

◇取得できる教育職員免許状の種類

小学校教諭二種免許状

◇認定試験の実施方法

1 認定試験の実施大学

東京学芸大学 横浜国立大学 静岡大学 岡山大学 熊本大学

(第1次試験は宮城教育大学でも実施しています。詳細は横浜国立大学にお問い合わせください。)

2 認定試験の受験資格

次の各項目のいずれかに該当する者。

- ア 大学(短期大学を含む。)に2年以上在学し、かつ、62単位以上を修得した者及び高等専門学校を卒業した者並びにこれらの者と同等の資格を有すると認められる者
- イ 高等学校を卒業した者その他大学に入学する資格を有する者で、平成15年4月1日における年齢が20歳以上のもの

(注) 受験資格の有無を確認したい場合は、出身校の名称、卒業・修了の年月日、当該学校の設置者などを詳細に記し、切手をはり、あて先等を明記した返信用封筒を同封の上、受験を希望する実施大学の担当係あてに照会してください。

3 認定試験の実施期日、場所、内容・方法、合格通知等

認定試験は、第1次試験及び第2次試験並びに指導の実践に関する事項に係る試験に分けて実施します。

(1) 第1次試験

ア 期 日 平成15年8月30日(土)及び8月31日(日)の2日間

イ 場 所 実施大学(東京学芸大学、横浜国立大学、静岡大学、岡山大学、熊本大学)及び宮城教育大学

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
一般教養科目	人文、社会、自然の3分野及び外国語（英語）に関する事項	筆記試験 （択一式とする。）
教職に関する科目 （Ⅰ）	教育原理、教育心理学、特別活動、生徒指導等教職に関する専門的事項	筆記試験 （択一式とする。）
教職に関する科目 （Ⅱ）	小学校の各教科の指導法及びこれに付随する基礎的な教科内容 〔ただし、受験にあたっては、音楽、図画工作及び体育の各教科のうち2教科以上を含む6教科を9教科の中からあらかじめ選択すること。〕	筆記試験 （択一式とする。）

エ 第1次試験の合格通知

第1次試験の合格者には、実施大学から9月下旬に本人あてに通知します。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験合格者及び第1次試験のすべての試験科目を免除された者に限り受験することができます。

ア 期 日 平成15年10月18日（土）及び10月19日（日）の2日間

イ 場 所 実施大学が定める場所

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
教科に関する科目	小学校の各教科に関する専門的事項 〔9教科の中から1教科をあらかじめ選択して受験すること。〕	筆記試験 （論述式とする。）
教職に関する科目 （Ⅲ）	音楽、図画工作及び体育 〔音楽、図画工作及び体育の3教科について第1次試験において受験したもののうち2教科をあらかじめ選択して受験すること。〕	実技試験
口述試験	小学校教員として必要な能力等の全般に関する事項	口述試験

エ 第2次試験の合格通知

第2次試験の合格者には、実施大学から11月上旬までに本人あてに通知します。

(3) 指導の実践に関する事項に係る試験

指導の実践に関する事項に係る試験は、第2次試験合格者に限り受験することができます。

ア 期 日 11月中旬から下旬までの間において実施大学が定める日

イ 場 所 実施大学が定める場所

ウ 試験の内容及び方法

内 容	方 法
小学校教員として必要な指導の実践に関する事項	実技試験等

(4) 認定試験合格者の発表等

第1次試験及び第2次試験並びに指導の実践に関する事項に係る試験のすべてに合格した者を平成15年度小学校教員資格認定試験の合格者とし、12月下旬までにその氏名を官報に掲載するほか、実施大学から本人に合格証書を授与します。

4 試験科目等の一部免除

次の各項目に掲げる試験科目等については、試験科目等の一部免除を申請するための書類（「一部免除申請書類」という。）を提出した者について確認の上、当該各項目に定めるところによりその試験科目等の全部又は一部を免除します。

(1) 一般教養科目

次のいずれかに該当する者に対しては、試験の全部を免除します。

- ア 大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。以下同じ。）に2年以上在学し、かつ、62単位以上を修得した者
- イ 大学院に入学する資格を有する者
- ウ 旧国立養護教諭養成所又は旧国立工業教員養成所を卒業した者
- エ 高等専門学校を卒業した者
- オ 中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭又は養護教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者
- カ 盲学校、聾学校又は養護学校の自立活動の教諭の普通免許状を有する者
- キ 小学校教員資格認定試験、高等学校教員資格認定試験又は特殊教育教員資格認定試験の第1次試験に合格した者（合格の翌年度から5年間に限る。）

(2) 教職に関する科目（Ⅰ）及び教職に関する科目（Ⅱ）

小学校教員資格認定試験の第1次試験に合格した者に対しては、試験の全部を免除します。（合格の翌年度に限る。）

(3) 教職に関する科目（Ⅲ）

- ア 幼稚園教諭の普通免許状を有する者に対しては、試験の全部を免除します。
- イ 次の表の第1欄に掲げる者に対しては、それぞれ同表の第2欄に掲げる教科の試験を免除します。

第 1 欄	第 2 欄
音楽の教科についての中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者	音 楽
美術の教科についての中学校教諭の普通免許状又は美術若しくは工芸の教科についての高等学校教諭の普通免許状を有する者	図 画 工 作
保健体育の教科についての中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者	体 育

(4) 口述試験

教員免許状を有する者に対しては、試験の全部を免除します。

(5) 指導の実践に関する事項に係る試験

次のいずれかに該当する者に対しては、試験の全部を免除します。

- ア 教員免許状を有する者
- イ 大学において教育実習2単位以上を修得した者（指導の実践に関する事項に係る試験が行われる日の14日前までに単位修得証明書を提出した者に限る。）
- ウ 三月以上の教職経験を有する者

(注) (a) 試験科目等の一部免除を申請する者は、教員免許状の写し又は教員免許状の授与証明書、卒業証書の写し又は卒業証明書、単位修得証明書、実務に関する証明書等の免除事由に該当することを証明する書類を必ず添付してください。

（教員免許状又は卒業証書等の写しを提出する場合は、学校長又は勤務先の長等の、原本に相違ない旨の証明の添え書きのあるものとします。）

(b) 上記(1)～(5)の各項目に該当する者であっても「試験科目等の一部免除申請書類」を提出しない場合は、免除の取扱いをしません。

5 出願手続

(1) 受験願書等の出願書類の請求先

受験を希望する実施大学の担当係

郵便で請求する場合は、封筒の表に「小学校教員資格認定試験受験願書請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号に160円分の切手（ただし、横浜国立大学に請求する場合は200円分）をはり、あて先を明記したもの）を必ず同封してください。

(2) 提出書類

ア 受験願書（受験手数料として5,600円分の収入印紙（日本政府発行）をはること。）

イ 履歴書

ウ 試験科目等の一部免除申請書類

エ 受験票

オ 写真票（出願前3か月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真をはること。）

カ 住民票の写し又は戸籍抄本（発行後6か月以内のもの、本籍の記載を省略しないこと。）

キ その他実施大学が定める書類

(3) 受験願書等の受付期間及び提出先

受験願書等は、6月17日(火)から7月1日(火)までの間に受験を希望する実施大学の担当係へ郵送により提出してください。（7月1日の消印のあるものまで受け付けます。）この場合、書留郵便とし封筒の表に「小学校教員資格認定試験受験願書在中」と朱書してください。

ただし、試験科目等の一部免除申請書類は、実施大学の定めにしたがって提出してください。

(4) 受験票の交付

ア 実施大学が受験願書を受理した場合は、出願者に受験票を交付します。

イ 受験票には受験番号、集合時刻、試験場、免除される試験科目など必要な事項が記載されています。

ウ 受験票は、受験の際携帯し毎時間これを提示しなければ受験できません。

(注) (a) 受理した提出書類及び受験手数料はいかなる場合にも返還しません。

(b) 受験願書を提出した後、氏名、本籍地又は住所を変更した場合は、その変更の記載された住民票の写し又は戸籍抄本を提出してください。

◇免許状の授与申請等

1 認定試験の合格者は、実施大学から合格証明書の交付を受けて都道府県教育委員会に申請すると小学校教諭の二種免許状が授与されます。その手続きについては、都道府県教育委員会教育職員免許事務主管課に照会してください。

2 この認定試験は資格試験であり、教員の採用試験ではありません。教員として採用を希望するときは、公立学校の場合にあっては都道府県教育委員会教職員人事主管課に、私立学校の場合にあってはその学校にそれぞれ照会してください。

◇認定試験の問い合わせ

その他、この認定試験については、下記の実施大学の担当係へお問い合わせください。

<実施大学の担当係及び所在地>

東京学芸大学学務部学務課総務係	東京都小金井市貫井北町4-1-1	〒184-8501 電話042(329)7176
横浜国立大学教育人間科学部学務第2係	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-2	〒240-8501 電話045(339)3261
静岡大学教育学部学務係	静岡県静岡市大谷836	〒422-8529 電話054(238)4579
岡山大学教育学部教務学生係	岡山県岡山市津島中3-1-1	〒700-8530 電話086(251)7598
熊本大学教育学部教務企画係	熊本県熊本市黒髪2-40-1	〒860-8555 電話096(342)2522